

足立区長  
近藤 やよい 様

足立区情報公開・個人情報保護審議会  
会長 川合 敏 樹



足立区情報公開・個人情報保護審議会に対する諮問事項について（答申）

令和4年7月28日に審議を行った、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第3号の規定に基づく足立区個人情報保護条例第16条第1項、第19条第1項第5号、第21条第2項及び第22条第1項並びに足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号に係る事項についての本審議会の意見は、下記のとおりです。

実施機関においては、本審議会の存在意義を十分に認識し、本答申に至る審議での質疑応答の内容をも鑑みて、本答申を最大限に尊重して事務事業を遂行していただきたい。

記

<諮問事項及び審議会意見>

1 〔諮問第462号〕

3歳児健康診査で新たに導入する視覚屈折検査結果の保健衛生システム入力について

- (1) 電子計算組織への記録 [足立区個人情報保護条例第21条第2項]

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

2 〔諮問第463号〕

足立区外へ向けたシティプロモーション支援業務委託

- (1) 業務の委託 [足立区個人情報保護条例第16条第1項]  
(2) 電子計算組織への記録 [足立区個人情報保護条例第21条第2項]  
(3) 区の機関以外のものとの外部結合 [足立区個人情報保護条例第22条第1項]

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

Web会議システム利用時の保護措置の記載について、クラウドサーバは国内のものを選択すると記載されているが、利用を予定しているZOOMのクラウドサーバは米国の指定を排除できない仕様となっている可能性があるため、確認のうえ適宜記載内容を正しく変更し運用されたい。

3 〔諮問第464号〕

あだちワンダフルCMグランプリ事業におけるWeb会議システム受講方式の導入について

- (1) 業務の委託 [足立区個人情報保護条例第16条第1項]

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

Web会議システム利用時の保護措置の記載について、クラウドサーバは国内のものを選択すると記載されているが、利用を予定しているZOOMのクラウドサーバは米国の指定を排除できない仕様となっている可能性があるため、確認のうえ適宜記載内容を正しく変更し運用されたい。

4 〔諮問第465号〕

足立区LINE公式アカウント運用支援委託

- (1) 業務の委託 [足立区個人情報保護条例第16条第1項]
- (2) 電子計算組織への記録 [足立区個人情報保護条例第21条第2項]
- (3) 区の機関以外のものとの外部結合 [足立区個人情報保護条例第22条第1項]

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

5 〔諮問第466号〕

録画データ流通サービスを活用した道路危険箇所発見の実証実験について

- (1) 業務の委託 [足立区個人情報保護条例第16条第1項]

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。  
なお、実施にあたっては、以下の意見に留意されたい。

実証実験の結果により委託契約をすることとなった場合には、改めて本審議会に諮問されたい。

6 〔諮問第467号〕

区立小・中学校と保護者とのコミュニケーションアプリの導入について

- (1) 業務の委託 [足立区個人情報保護条例第16条第1項]
- (2) 区の機関以外のものとの外部結合 [足立区個人情報保護条例第22条第1項]

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

7 〔諮問第468号〕

子ども医療費助成事業の高校生等への拡大について

- (1) 業務の委託 [足立区個人情報保護条例第16条第1項]
- (2) 目的外利用 [足立区個人情報保護条例第19条第1項第5号]
- (3) 電子計算組織への記録 [足立区個人情報保護条例第21条第2項]
- (4) 区の機関以外のものとの外部結合 [足立区個人情報保護条例第22条第1項]

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、異議なしと認め、本件は了承とする。

8 〔諮問第469号〕

「個人情報保護制度の運用の手引き」の解釈の追加について

- (1) 個人情報保護制度の運用に関する重要事項  
[足立区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号]

足立区個人情報保護条例の規定に照らし審議した結果、解釈の追記が規定に則していないため、継続審議とする。

以上